初。鹿通信

第 171 号 令和2年8月吉日

顧問先各位

読推薦者> 経営者 経理担当者

初鹿会計事務所 (認定経営革新等支援機関)

 $\pm 400-0043$

山梨県甲府市国母8丁目4番40号

TEL 055-220-6885

FAX 055-220-6887

URL https://www.hatsushika-kaikei.com/

新型コロナウイルス関連情報 https://www.hatsushika-kaikei.com/blog/news/p1950/

IT導入補助金2020について

中小企業・小規模事業者等が自社の課題やニーズに合ったITツールを導入する経費の一部を補助することで、業務 効率化・売上アップといった経営力の向上・強化を図ることを目的とするものです。

◆概要◆

- ①通常枠(A, B類型)
- *補助対象者 中小企業(個人事業を含む)・小規模事業者
- *補助対象経費 ソフトウエア購入費用及び導入するソフトウエアに関連するオプション・役務の費用 (指定のITツ ールに対してのみ補助されます)
- *補助下限~上限額(補助率)A型 30万円~150万円未満 (1/2以内) B型 150万円~450万円未満 (1/2以内)
- ◎交付決定の連絡が届く前に発注・契約・支払い等を行った場合は、補助金の交付を受けることができません。
- ②特別枠(C型) ・・・新型コロナウイルス感染症による事業環境対策のため創設されました。
 - *補助対象者 中小企業(個人事業を含む)・小規模事業者
- *補助対象経費 ソフトウエア購入費用及び導入するソフトウエアの導入に必要不可欠なハードウエアのレンタル費 用と関連するオプション・役務の費用(指定のITツールに対してのみ補助されます)
- *補助下限~上限額(補助率) 30万円~450万円 (最大3/4以内)
- *一定の条件のもと、公募前に購入したITツール等についても補助金の対象となります。

◆申請の流れ◆

- *開発メーカー等 : IT導入支援事業者に登録➡ITツールを登録
 - ◎登録された開発メーカー等のITツールのみ申請の対象となります。
- *交付申請(IT導入支援事業者が申請・手続きをサポート)申請の提出は中小企業等の事業者です。
- *交付決定 必ず、「交付決定」を受けた後に事業を開始してください。
- *事業実施⇒実績報告⇒補助金額の確定·交付⇒実施効果報告等
- *申請の最終締切は2020年9月30日(水)です。

消費貸借契約書に係る印紙税の非課税措置

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の方(特定事業者)に対して行う、一定の消費貸借契約書 (令和3年1月31日までに作成されるもの)について、印紙税の非課税措置が設けられております。

対象となる消費貸借契約は、日本政策金融公庫や民間金融機関が行う、特定事業者のみを対象とした、特別に有 利な条件で行う消費貸借契約書です。

既に印紙税を納付(契約書に貼り付け)している場合は、印紙税額に相当する金額の還付を受けることができます。 ※還付申請には契約書の提示又は過誤納となった事実を金融機関等が証明した書類を提出する必要があります。

ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。